

高槻市業務継続計画（BCP） 【地震対策編】

令和2年3月修正



本編 目次

はじめに	1
第1章 総則	2
1 計画の目的	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の方針	4
第2章 対象組織と動員体制	5
1 対象組織	5
2 動員体制	6
(1) 配備基準	6
(2) 配備体制の概要と配備場所	7
第3章 想定災害と被害想定	8
1 想定災害	8
2 被害想定	8
(1) 中規模地震災害（大阪府北部地震の再来）	8
(2) 大規模地震災害（有馬高槻断層帯地震）	10
第4章 非常時優先業務の選定	12
1 選定対象業務と選定基準	12
2 業務開始目標時期及び業務終了見込時期の設定	13
3 選定結果及び必要人数	14
第5章 必要資源の確保	19
1 職員の確保	19
(1) 職員参集予測等の考え方	19
(2) 職員参集予測について	19
(3) 業務従事可能職員数予測について	22
(4) 非常時優先業務の必要人数と配置予定人数の比較	24
2 庁舎等の確保	26
第6章 業務継続の課題と対策	31
1 職員の確保等に関する課題と対策	31
(1) 職員の確保	31
(2) 指揮命令系統の確立	33
2 庁舎等の確保に関する課題と対策	34
(1) 庁舎等	34
(2) 電力等	35
(3) 電話・通信等	36
(4) 防災行政無線	37
(5) 情報システム	38
(6) 執務環境	39

(7) トイレ	39
(8) 食料・飲料水	40
(9) 公用車等	40
3 業務継続における対策のまとめ	42
第7章 業務継続体制の向上	44
1 PDCAサイクルによる業務継続体制の向上	44
2 計画の推進体制	45

<資料編>

はじめに

業務継続計画は、大規模地震等発生時に、通常業務に加え災害応急・復旧対策業務を実施しなければならないなか、限られた職員や資機材等で、どのように業務を継続して実施していくかに主眼を置いた計画であり、本市では、大規模地震として想定されている有馬・高槻断層帯地震を想定災害として、平成28年1月に高槻市業務継続計画（BCP）【地震対策編】を策定した。計画策定後は、所属長研修や職場研修を実施し、職員への周知を図るとともに、計画の検証等を目的とした図上訓練を実施するなど、来るべき大規模地震に備えてきた。

しかしながら、平成30年6月の大阪府北部地震においては、以下の点が課題となり、計画が十分に機能しなかった。

- 大規模災害時を想定したBCPであったため、大阪府北部地震のような中規模災害を想定していなかった。
- 計画していた非常時優先業務以外の通常業務を実施する必要があった。
- 想定していなかった応急業務があった。
- 避難所運営に係る業務継続が想定されていなかった。
- 業務継続するための必要人数が想定以上であった。
- 業務継続するための応援職員数の要請が迅速ではなかった。
- 応援職員の受入れ体制（人、施設、物）が整理されていなかった。

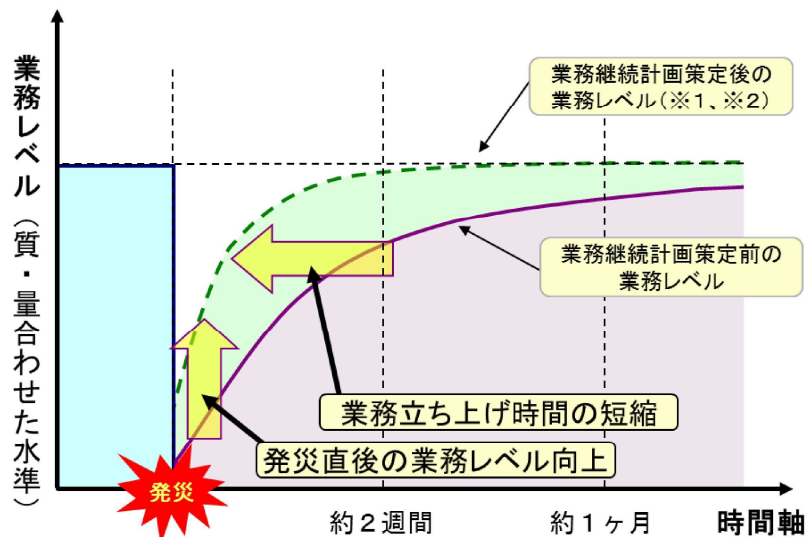
以上の課題を踏まえ、業務継続計画を修正するとともに、別途関連計画として新たに受援計画を策定し、大規模地震等発生時の業務継続体制の向上を図るものとする。

第1章 総則

1 計画の目的

高槻市域において大規模地震等の災害が発生した際、市は、災害応急対策等の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時においても継続又は早期に再開すべき優先度の高い通常業務を抱えている。しかしながら、大規模地震等発生時には、行政自身も被災し、人員や資機材等の点において様々な制約を伴う状況下となることが想定される。

そこで、大規模地震等発生時において実施すべき業務を「非常時優先業務」として選定し、それらの開始目標時期を定めることにより、災害直後から業務を円滑かつ適切に実施することを目的として、高槻市業務継続計画（以下「本計画」という。）を策定する。



※1 業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。

※2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

図 1-1-1 業務継続計画の実践に伴う効果の模式図

※出典：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き
(平成28年2月、内閣府)

なお、本計画の関連計画として、「高槻市受援計画」（以下「受援計画」という。）を策定しており、受援計画は、効果的かつ実効性の高い受援体制の確立を目的として、具体的な応援要請や受入の手順、役割分担等を定めている。受援計画は、想定災害を本計画と同様とし、本計画において不足人数が生じた業務の中で、特に受援の必要性が高いと判断される業務を受援対象業務とすることで、本計画との整合を図る。

2 計画の位置づけ

本市においては、災害対策基本法等の規定に基づく法定計画として、高槻市防災会議により「高槻市地域防災計画」（以下「地域防災計画」という。）を策定している。

地域防災計画は、防災活動の総合的かつ効果的な実施を図るため、本市及び関係機関が処理すべき事務又は大綱を定めるものである一方、本計画は、地域防災計画を踏まえながら、行政の被災についても考慮の上、大規模地震等発生時に本市が実施すべき業務を選定することとあわせて、被災による市の人的・物的資源の制約についての分析を行うことにより、大規模地震等発生時の本市の課題及び対策を検討し、本市の実質的な災害対応力の向上を図るための計画である。

表 1-2-1 地域防災計画と業務継続計画の比較

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	防災活動の総合的かつ効果的な実施を図るため、本市及び関係機関が処理すべき事務又は大綱を定めるための計画	行政の被災について考慮の上、大規模地震等発生時に本市が実施する業務の選定や大規模地震等発生時の課題・対策を検討することにより、本市の実質的な災害対応力の向上を図るための計画
行政の被災	想定していない	職員、庁舎、電力、情報システム、通信等の資源の被災を想定し、 <u>利用できる資源に制約があることを前提に計画を策定</u>
対象業務	災害への備えである「災害予防対策」と災害に伴い発生する「災害応急・復旧対策」を対象とする	大規模地震等発生時に実施すべき「 <u>非常時優先業務</u> 」を対象とする
業務開始目標時期	定めていない	<u>非常時優先業務ごとに業務開始目標時期を定める</u>

3 計画の方針

大規模地震等の発生時においても、本市の責務を遂行するため、以下の3つの基本方針を掲げるものとする。

① 大規模地震等から市民の生命、身体及び財産を最優先で守ること

- 市民の生命、身体及び財産に関わる非常時優先業務については、最優先で実施する。

② 市民生活への支障を最小限にとどめるよう努めること

- 災害による市民生活への支障を最小限にとどめるよう、あらかじめ定めた優先順位に従い、非常時優先業務を業務開始目標時期までに実施する。
- 非常時優先業務以外の業務は、積極的に休止する。

③ 全庁的な協力体制のもと、業務継続のために必要な資源を確保し、最大限有効活用すること

- 被災により様々な制約を伴う状況下にあっても、全庁的な協力体制のもと、非常時優先業務を実施するために必要な資源を確保し、適切な配分を行うとともに、最大限有効に活用する。

第2章 対象組織と動員体制

1 対象組織

本計画の対象組織は、災害対策本部各対策部（G）の内、消火・救助部を除く対策部（G）とする。なお、消火・救助部については、災害時の人員運用や指揮命令系統などにおいて独立性が高く、業務内容の専任性も高いことを踏まえ、原則対象外とする。

表 2-1-1 本計画の対象組織

部局名	課（室）名
議会事務局	
総合戦略部	市長室、みらい創生室、アセットマネジメント推進室、広報室、財務管理室、情報戦略室
総務部	危機管理室、法務ガバナンス室、総務課、人事課、契約検査課、税制課、市民税課、資産税課、収納課
市民生活環境部	コミュニティ推進室、人権・男女共同参画課（※1）、市民生活相談課（※2）、市民課（※3）、斎園課、環境政策課、資源循環推進課、清掃業務課、エネルギーセンター
健康福祉部	福祉政策課、福祉指導課、国民健康保険課、長寿介護課、生活福祉総務課、生活福祉支援課、福祉相談支援課、障がい福祉課（※4）、健康医療政策課、保健衛生課、保健予防課、健康づくり推進課
子ども未来部	子ども育成課、保育幼稚園総務課（※5）、保育幼稚園事業課、保育幼稚園指導課、子ども保健課、子育て総合支援センター
都市創造部	都市づくり推進課、審査指導課、住宅課、建築課、管理課、道路課、公園課、下水河川企画課、下水河川事業課
街にぎわい部	農林緑政課、産業振興課、観光シティセールス課、文化財課（※6）、文化スポーツ振興課（※7）、歴史にぎわい推進課
会計課	
交通部	総務企画課、運輸課（※8）
水道部	総務企画課、料金課、管路整備課、浄水管理センター
教育委員会	教育総務課、学校安全課、保健給食課、地域教育青少年課（※9）、教育指導課、教職員課、教育センター、各公民館、各図書館
（学校機関）	各幼稚園、各小・中学校（※10）
（行政委員会）	選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局

※1 富田ふれあい文化センター、春日ふれあい文化センターを含む ※2 消費生活センターを含む

※3 各支所を含む ※4 障がい者福祉センターを含む ※5 各保育所、認定こども園、臨時保育室を含む

※6 埋蔵文化財調査センター、しろあと歴史館、今城塚古代歴史館を含む

※7 生涯学習センター、総合市民交流センターを含む ※8 各営業所を含む

※9 青少年センター、各青少年交流センターを含む ※10 市職員に関する部分のみ

2 動員体制

（1）配備基準

地震災害時における職員の配備基準は、下表のとおりである。

表 2-2-1 職員の配備基準（地震の場合）

配備区分	配備基準	配備方法	配備職員
情報収集体制	本市域で震度4を観測したとき	事前指定	ア 本部事務局、復旧部、消火・救助部の一部 イ 警戒体制関連部長
警戒体制	地震時は設置しない		
災害対策本部 第1次防災体制	ア 本市域で震度5弱を観測したとき	事前指定	ア 全ての対策部（1/4） イ 方面隊長、副隊長、班長
	イ それ未満の震度で被害が発生したとき	指示	被害状況に応じて指示する職員（事前指定に加え1/4）
災害対策本部 第2次防災体制	本市域で震度5強以上を観測したとき	自動参集	全職員 （再任用短時間職員を含む）
	市内全域で被害が発生したとき	指示	

※南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

配備区分	配備基準	配備方法	配備職員
情報収集体制	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合	事前指定	本部事務局の一部
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合		
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合		ア 本部事務局の一部 イ 警戒体制関連部長

ア 情報収集体制の所掌事務

- ① 被害情報の収集及び分析に関すること
- ② 大阪府及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- ③ 職員の配備体制に関すること
- ④ 災害対策本部の設置の必要性に関すること
- ⑤ 情報収集体制の解散に関すること

イ 災害対策本部の所掌事務

- ① 市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること
- ② 市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること

（2）配備体制の概要と配備場所

地震災害時における職員の配備体制の概要と配備場所は、下表のとおりである。

表 2-2-2 配備体制の概要と配備場所（地震の場合）

部 名	区 分	情報 収集 体制	警戒 体制	災害対策本部設置		配備場所		
				第1次	第2次			
本 部 長 副本部長 副本部長付 技 監				○	◎	災害対策本部		
本部事務局 (危機管理監) (総務部長) <広報広聴G担当: 会計管理者 >	統括G (危機管理室長)	総 務 部	危機管理室 総務課 法務ガバナンス室 契約検査課	△	-		○	◎
	広報広聴G (広報室長)	総合戦略部	広報室 財務管理室	△	-		○	◎
		会計課						
		市民生活環境部 行政委員会	市民生活相談課 監査委員事務局					
	職員配備G (職員長)	総 務 部	人事課				○	◎
地域支援機動G (コミュニティ推進室長)	市民生活環境部 行政委員会	コミュニティ推進室 選挙管理委員会事務局			○		◎	
方面部 (総合戦略部長)	総合戦略部		みらい創生室 アセットマネジメント推進室				○	◎
	方面隊・第2方面隊						※	◎
復旧部 (都市創造部長)	都市創造部		都市づくり推進課 審査指導課 住宅課 建築課 管理課 道路課 公園課 下水河川企画課 下水河川事業課	△	-		○	◎
		街にぎわい部	農林緑政課					
衛生対策部 (市民生活環境部長)	市民生活環境部		人権・男女共同参画課 斎園課 資源循環推進課 清掃業務課 エネルギーセンター			○	◎	
食糧・救援対策部 (街にぎわい部長)	市民生活環境部		市民課 環境政策課			○	◎	
	街にぎわい部		産業振興課 観光シティーセールス課 文化財課 文化スポーツ振興課 歴史にぎわい推進課					
		行政委員会	農業委員会事務局					
被害調査部 (税務長)	総合戦略部		情報戦略室			○	◎	
	総 務 部		税制課 市民税課 資産税課 収納課					
民生・要援護者対策部 (健康福祉部長)	健康福祉部		福祉政策課 福祉指導課 長寿介護課 生活福祉総務課 生活福祉支援課 福祉相談支援課 障がい福祉課			○	◎	
医療対策部 (健康福祉部理事兼保健所長)	健康福祉部		国民健康保険課 健康医療政策課 保健衛生課 保健予防課 健康づくり推進課			○	◎	
	子ども未来部		子ども保健課					
輸 送 部 (交通部次長)	交 通 部					○	◎	
給 水 部 (水道部次長)	水 道 部					○	◎	
消火・救助部 (消防長)	消防本部	△				別途配備		
教育・子ども対策部 (教育次長) <児童・生徒安全対策担当: 学校教育監> <幼稚園・保育所対策担当: 子ども未来部長>	教育委員会事務局		教育総務課 学校安全課 保健給食課 地域教育青少年課 公民館 図書館 教育指導課 教職員課 教育センター			○	◎	
		子ども未来部	子ども育成課 保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課 保育幼稚園指導課 子育て総合支援センター					
	学校・施設					○	◎	
市議会事務局 (事務局長)	議会事務局					○	◎	

△印：「被災状況等に応じて若干名を配置する」
○印：「1/4～1/2の職員を目安とし、被災状況等に応じて人員を配置する」
◎印：「全職員（臨時職員・非常勤職員除く）」
※印：「原則として、方面隊長・副隊長・班長を配置し、状況に応じて班員を増員する」

第3章 想定災害と被害想定

1 想定災害

本計画では、様々な規模の地震災害に対応できる計画とするため、以下の規模の異なる2種類の地震を想定災害とする。

- ・ 中規模地震災害：大阪府北部地震の再来
- ・ 大規模地震災害：有馬高槻断層帯地震

なお、地震動や建物・構造物の被害、ライフライン、人的被害について整理し、時系列で被災シナリオとしてまとめた結果は、資料編において別途記載する。

2 被害想定

（1）中規模地震災害（大阪府北部地震の再来）

①地震の概要

平成30（2018）年6月18日7時58分、大阪府北部を震源とする震源の深さ13km、マグニチュード6.1の地震により、本市のほか、大阪市北区・枚方市・茨木市・箕面市で震度6弱を観測し、近畿地方を中心に関東地方から九州地方の一部にかけて震度5強～1を観測した。緊急地震速報（警報）は、地震検知から3.2秒後に発表されたが、本市では強い揺れが来るまでに間に合わず、突然の強い揺れに見舞われた。本地震の発生後、6月19日0時31分に発生した震度4の地震を始め、震度1以上を観測した地震が6月30日までに計42回発生した。

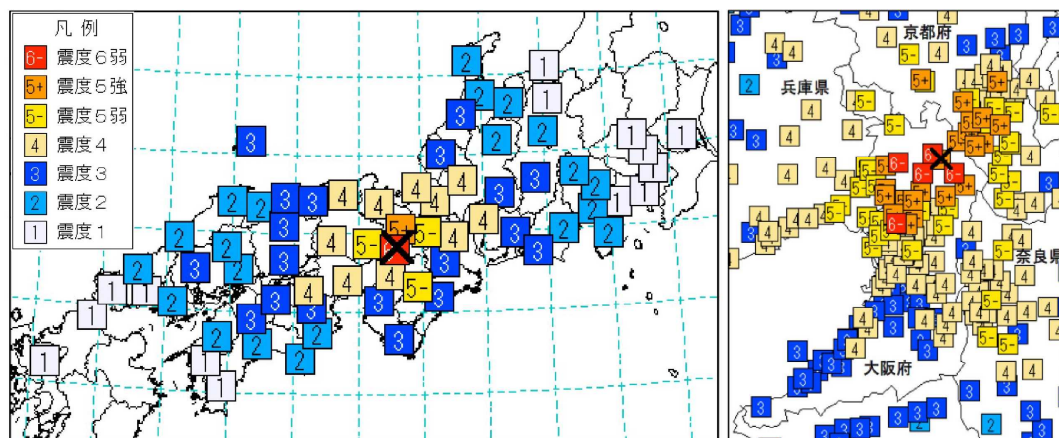


図3-2-1 6月18日07時58分 地震震度分布図（出典：気象庁資料）

②高槻市における被害

大阪府北部地震では、2人の方が亡くなり、複数の方が負傷されるなど多数の人的被害が発生した。また、住家等の被害としては、全壊11棟、大規模半壊2棟、半壊247棟であり、その大多数が屋根瓦の損壊や壁面のひび割れなどの部分的な損壊であった。

ライフラインの被害としては、市域の広範囲で水道の濁水・断水やガスの供給停止により、市民生活に大きな影響を与えた。また、公共交通機関では、地震当日、JR東海道本線や阪急京都線などが運転を見合わせたことから、通勤・通学などの多くの利用者に影響が出た。

避難所については、最大107か所の避難所を開設し、最大613人が避難した。避難所の開設期間は、地震発生から47日目の8月3日までとなり長期化した。

大阪府北部地震による本市域の主な被害状況は表3-2-1のとおりである。

表3-2-1 高槻市域における被害状況（大阪府北部地震）

項目		程度
マグニチュード		6.1
最大震度		6弱
出火件数（炎上1日間）		なし
建物被害	全壊	11棟
	半壊	大規模半壊2棟 半壊247棟
	一部損壊	22,515件 (一部損壊の罹災証明書発行数)
死傷者数	死者	2人
	負傷者	40人
避難所生活者数		613人
ライフライン	停電	約100軒
	ガス供給停止	45,745戸
	水道断水	約85,900戸（濁水を含む）
	下水道機能支障	なし
	電話不通	約12,800回線
震災廃棄物	可燃物	約1,900ト（持ち込みごみ、臨時ごみ、不燃ごみ） （平成30年8月31日時点）
	不燃物	

（2）大規模地震災害（有馬高槻断層帯地震）

①地震の概要

「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書」（平成19年3月）では、大阪府域に大きな影響がある地震として、主な5つの地震（上町断層帯地震、生駒断層帯地震、有馬高槻断層帯地震、中央構造線断層帯地震、南海トラフ巨大地震）が対象とされており、そのうち有馬高槻断層帯地震は、大阪府北部の広範囲で震度6以上となり、本市域では最大震度7が想定されている。

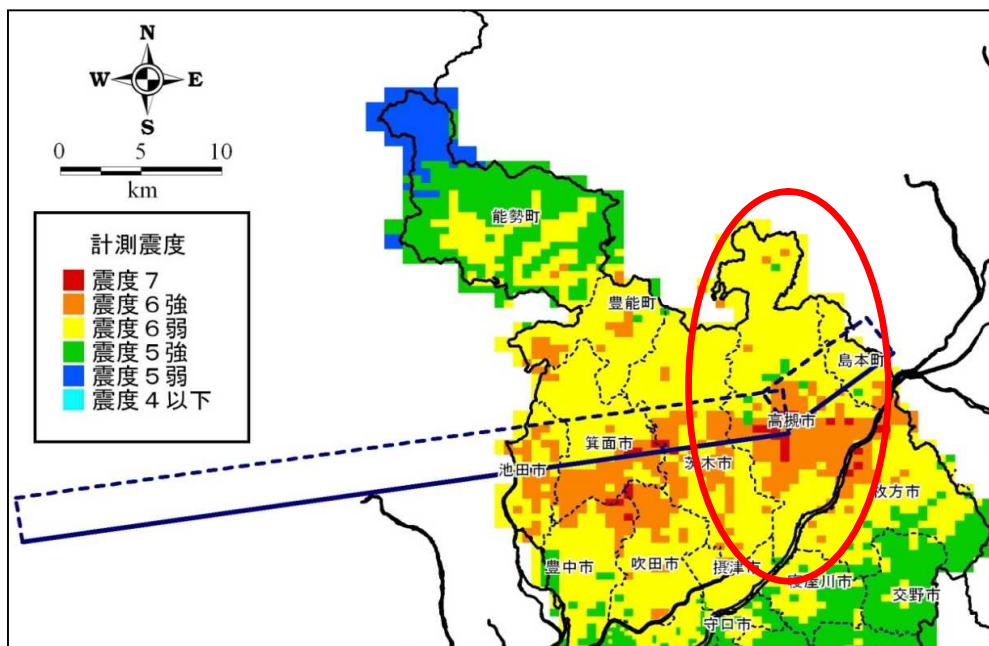


図 3-2-2 有馬高槻断層帯地震 震度分布図

②高槻市における被害

有馬高槻断層帯地震における本市の被害は、死者1,081人、負傷者4,166人の人的被害が想定され、全壊32,009棟、半壊19,848棟の住家等の被害が想定されている。

ライフラインの被害としては、停電97,275軒、水道断水282,000人と市民生活に大きな影響を与えることが予想され、避難所生活者数についても約6万人となる見込みである。

有馬高槻断層帯地震における本市域の被害想定は表3-2-2のとおりである。

表3-2-2 高槻市域における被害想定（有馬高槻断層帯地震）

項目		程度
マグニチュード		7.3～7.7
最大震度		7
出火件数（炎上1日間）		49件
建物被害	全壊	32,009棟
	半壊	19,848棟
	一部損壊	96,438件 (罹災者数208,305人から算出)
死傷者数	死者	1,081人
	負傷者	4,166人
避難所生活者数		60,409人
ライフライン	停電	97,275軒
	ガス供給停止	137,000戸
	水道断水	282,000人
	下水道機能支障	市全域で多数発生
	電話不通	53,028回線
震災廃棄物	可燃物	749,000トン
	不燃物	2,508,000トン

※出典：大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成19年3月）

第4章 非常時優先業務の選定

大規模地震等発生時に実施すべき「非常時優先業務」は、災害時に特有の業務である「応急業務」と、平時から実施する通常業務のうち災害時にも行うべき業務である「優先度の高い通常業務」の2つから構成される。そこで、本市における全ての応急業務142件と通常業務649件の中から、非常時優先業務を選定し、開始目標時期及び終了見込時期の設定を行うとともに、非常時優先業務を実施するに当たり必要な職員数を「必要人数」として時間区分ごとに整理した。

1 選定対象業務と選定基準

「応急業務」については、地域防災計画に定める「災害応急・復旧対策」を基本として、業務開始目標時期及び必要人数の設定を行った。

また、「優先度の高い通常業務」については、事務事業評価の事業単位又は事務分掌を基本として、表4-1-1の基準により業務を選定し、それぞれの業務の開始目標時期及び終了見込時期並びに必要な人数等の設定を行った。

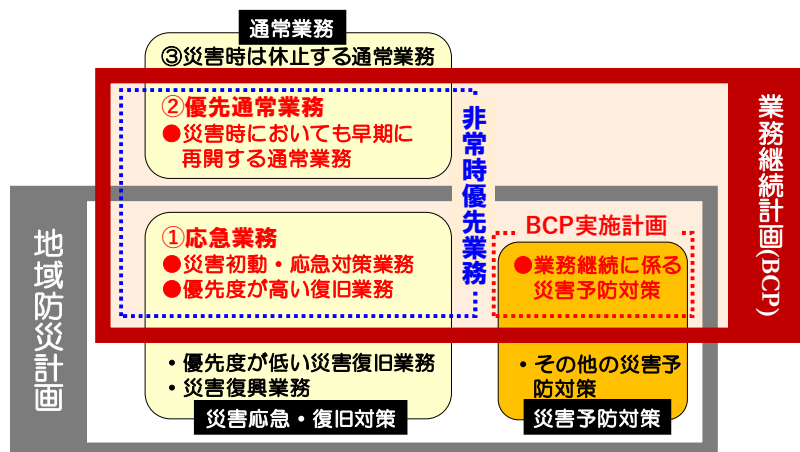


図 4-1-1 非常時優先業務のイメージ

表 4-1-1 非常時優先業務の選定基準

必要度		内容
非常時優先業務	① 応急業務	○災害時に行う初動・応急対策業務 ○優先度の高い災害復旧業務
	② 優先通常業務	○通常業務のうち、大規模地震等発生時にも優先的に行うべき以下の業務 ・市民の生命・生活・財産を守る業務 ・市の意思決定に必要な業務 ・その他、市民生活への影響等を考慮し、休止することができない業務
	③ 休止業務	○通常業務のうち休止・延期する業務 ○一定期間（1ヶ月程度）先送りすることが可能な業務 ○災害復興までの間、休止・延期することがやむを得ない業務

2 業務開始目標時期及び業務終了見込時期の設定

非常時優先業務の開始目標時期は、「大阪府庁業務継続計画（地震災害編）」にあわせて6段階（3時間以内、1日以内、3日以内、1週間以内、2週間以内、1ヶ月以内）とし、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（内閣府）」等を参考にしつつ、大阪府北部地震における災害対応の課題と教訓等を踏まえながら設定した。

また、応急業務については、順次業務の終了が見込まれることから、業務終了見込時期を設定した。

表 4-2-1 業務開始目標時期の考え方

業務開始 目標時間	該当する業務の考え方	代表的な業務例
3時間 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・職員及び家族の安全確保 ・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助・救急の開始 ・避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> a. 災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務（人、場所、通信、情報等） b. 被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告） c. 発災直後の火災、津波等対策業務（消火、避難・警戒・誘導処置等） d. 救助・救急体制確立に係る業務（応援要請、部隊編成・運用） e. 避難所の開設、運營業務 f. 組織的な業務遂行に必須な業務（幹部職員補佐、公印管理等）
1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・応急活動（救助・救急以外）の開始 ・避難生活支援の開始 ・重大な行事の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> a. 短期的な二次被害予防業務（土砂災害危険箇所における避難等） b. 市町村管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道、交通等） c. 衛生環境の回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動、廃棄物処理等） d. 災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受け入れ等） e. 遺体の取扱い業務（収容、保管、事務手続き等） f. 避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等） g. 社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙等）
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者への支援の開始 ・他の業務の前提となる行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> a. 避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯等） b. 災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務等） c. 業務システムの再開等に係る業務
2週間 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興に係る業務の本格化 ・窓口行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> a. 生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等） b. 産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等） c. 教育再開に係る業務 d. 金銭の支払、支給に係る業務（契約、給与、補助費等） e. 窓口業務（届出受理、証明書発行等）
1ヶ月 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> a. その他の業務

※出典：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月、内閣府）

3 選定結果及び必要人数

シナリオ別の非常時優先業務の選定結果及び必要人数については、以下のとおりであった。なお、災害対策本部各対策部（G）別及び通常業務部署別の選定結果については、資料編において別途記載する。

① シナリオ1：中規模地震災害（大阪府北部地震の再来）

○非常時優先業務の選定結果

- 選定対象業務の総数は791件。そのうち、応急業務が142件、通常業務が649件。
- 応急業務142件のうち、災害の種類や地震の規模等により実施不要な業務27件を除いた115件が非常時優先業務として選定された。
- 通常業務649件のうち、非常時優先業務（優先度の高い通常業務）として選定された業務は333件（51.3%）、休止業務となった業務は316件（48.7%）。
- 非常時優先業務として選定されたのは、応急業務115件と優先度の高い通常業務333件をあわせた448件。

表4-3-1 非常時優先業務の選定結果（中規模地震災害）

業務種別	応急業務	通常業務	総数
選定対象業務	142	649	791
非常時優先業務	115 (81.0%)	333 (51.3%)	448 (56.6%)
休止業務	27 (19.0%)	316 (48.7%)	343 (43.4%)

※（ ）内の値は、各業務種別の選定対象業務数に対する割合

表4-3-2 各時間区分における非常時優先業務数（中規模地震災害）

時間区分	3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
非常時優先業務	80	177	238	300	351	416
応急業務	49 (61.3%)	85 (48.0%)	92 (38.7%)	92 (30.7%)	92 (26.2%)	83 (20.0%)
優先度の高い 通常業務	31 (38.7%)	92 (52.0%)	146 (61.3%)	208 (69.3%)	259 (73.8%)	333 (80.0%)

※（ ）内の値は、各時間区分の非常時優先業務数に対する割合

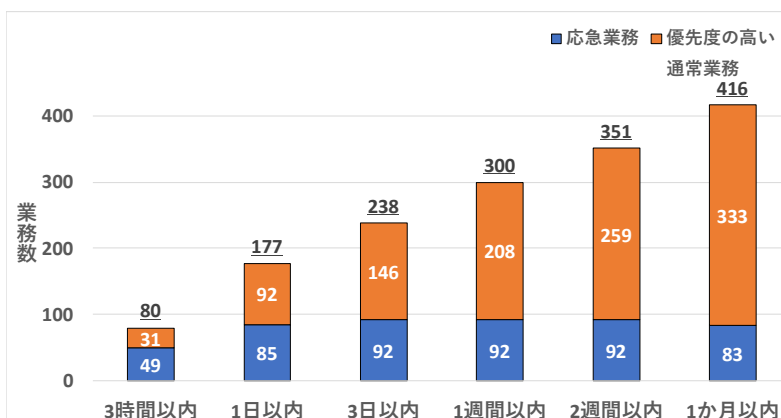


図 4-3-1 各時間区分における非常時優先業務数（中規模地震災害）

○非常時優先業務の必要人数（1日当たり8時間勤務で換算）

- 非常時優先業務全体の必要人数が最大となる時間区分は「3日以内」で2,996人。
- 応急業務の必要人数が最大となる時間区分は「1日以内」で1,955人。
- 優先度の高い通常業務の必要人数は時間経過に伴い増大。

表 4-3-3 各時間区分における非常時優先業務の必要人数（中規模地震災害）

時間区分	3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
非常時優先業務	330人	2,588人	2,996人	2,672人	2,601人	2,562人
応急業務	209人 (63.3%)	1,955人 (75.5%)	1,919人 (64.1%)	1,465人 (54.8%)	1,189人 (45.7%)	971人 (37.9%)
優先度の高い通常業務	121人 (36.7%)	633人 (24.5%)	1,077人 (35.9%)	1,207人 (45.2%)	1,412人 (54.3%)	1,591人 (62.1%)

※（ ）内の値は、各時間区分の非常時優先業務の必要人数に対する割合

※各項目の人数は、小数第1位で四捨五入している

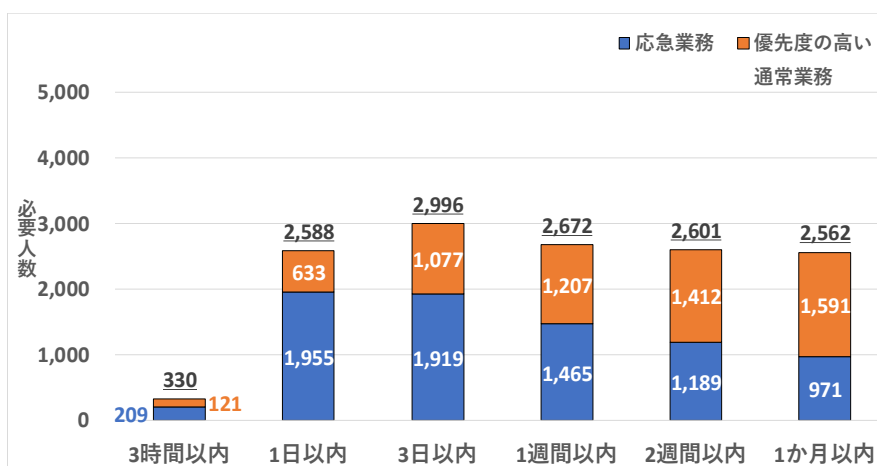


図 4-3-2 各時間区分における非常時優先業務の必要人数（中規模地震災害）

表 4-3-4 各時間区分における非常時優先業務の必要人数
(各対策部 (G) 別) (中規模地震災害)

時間区分	3時間以内		1日以内		3日以内		1週間以内		2週間以内		1ヶ月以内	
	応急	通常	応急	通常	応急	通常	応急	通常	応急	通常	応急	通常
本部事務局統括G	18	2	108	15	122	16	76	20	57	37	48	45
本部事務局広報広聴G	12	0	76	12	56	11	52	24	25	34	25	34
本部事務局職員配備G	3	0	18	0	15	0	19	0	19	3	16	4
本部事務局地域支援機動G	7	0	40	0	32	0	17	2	12	2	11	4
方面部 (方面隊除く)	7	0	38	5	27	4	26	3	26	3	20	6
方面部 (方面隊)	方面隊 364名で避難所対応を実施 (集計対象外)						192	0	90	0	45	0
復旧部	27	0	363	5	372	9	299	12	292	22	194	124
衛生対策部	25	0	76	122	76	123	79	93	79	93	77	75
食料・救援対策部	16	0	101	13	134	48	155	41	104	69	75	68
被害調査部	6	3	236	25	202	25	262	12	259	21	259	29
民生・要配慮者対策部	9	4	180	13	298	11	98	77	55	128	48	144
医療対策部	24	1	172	61	74	149	57	168	57	170	57	171
輸送部	5	32	16	142	17	232	10	235	7	235	6	235
給水部	23	0	377	2	360	16	13	49	2	77	2	78
教育・子ども対策部	23	79	128	218	109	433	87	471	82	518	70	573
議会事務局	4	0	26	0	25	0	23	0	23	0	18	1
総必要人数	209	121	1,955	633	1,919	1,077	1,465	1,207	1,189	1,412	971	1,591
	330		2,588		2,996		2,672		2,601		2,562	

※人数は小数第1位で四捨五入している

※方面隊は、発災後3日間は避難所対応に専従するため集計対象外とし、4日目を降から元の部署に戻るため集計対象とする

※4日目を降からは、第2方面隊として、各対策部 (G) から一定の割合で動員された職員が避難所対応を実施するものとする

② シナリオ2：大規模地震災害（有馬高槻断層帯地震）

○非常時優先業務の選定結果

- 選定対象業務の総数は791件。そのうち、応急業務が142件、通常業務が649件。
- 応急業務142件のうち、災害の種類等により実施不要な業務8件を除いた134件が非常時優先業務として選定された。
- 通常業務649件のうち、非常時優先業務（優先度の高い通常業務）として選定された業務は237件（36.5%）、休止業務となった業務は412件（63.5%）。
- 非常時優先業務として選定されたのは、応急業務134件と優先度の高い通常業務237件をあわせた371件。

表 4-3-5 非常時優先業務の選定結果（大規模地震災害）

業務種別	応急業務	通常業務	総数
選定対象業務	142	649	791
非常時優先業務	134 (94.4%)	237 (36.5%)	371 (46.9%)
休止業務	8 (5.6%)	412 (63.5%)	420 (53.1%)

※()内の値は、各業務種別の選定対象業務数に対する割合

表 4-3-6 各時間区分における非常時優先業務数（大規模地震災害）

時間区分	3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
非常時優先業務	69	141	194	246	299	349
応急業務	50 (72.5%)	92 (65.2%)	110 (56.7%)	115 (46.7%)	125 (41.8%)	112 (32.1%)
優先度の高い 通常業務	19 (27.5%)	49 (34.8%)	84 (43.3%)	131 (53.3%)	174 (58.2%)	237 (67.9%)

※()内の値は、各時間区分の非常時優先業務数に対する割合

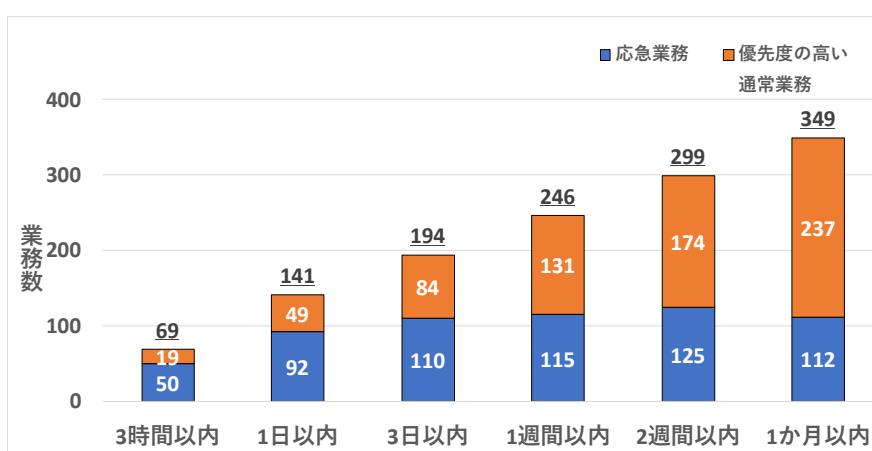


図 4-3-3 各時間区分における非常時優先業務数（大規模地震災害）

○非常時優先業務の必要人数（1日当たり8時間勤務で換算）

- 非常時優先業務全体の必要人数が最大となる時間区分は「2週間以内」で4,610人。
- 応急業務の必要人数が最大となる時間区分は「1週間以内」で3,697人。
- 優先度の高い通常業務の必要人数は時間経過に伴い増大。

表 4-3-7 各時間区分における非常時優先業務の必要人数（大規模地震災害）

時間区分	3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
非常時優先業務	265人	2,766人	3,303人	4,506人	4,610人	3,721人
応急業務	224人 (84.5%)	2,463人 (89.0%)	2,781人 (84.2%)	3,697人 (82.0%)	3,578人 (77.6%)	2,488人 (66.9%)
優先度の高い 通常業務	41人 (15.5%)	303人 (11.0%)	522人 (15.8%)	809人 (18.0%)	1,032人 (22.4%)	1,233人 (33.1%)

※()内の値は、各時間区分の非常時優先業務の必要人数に対する割合

※各項目の人数は、小数第1位で四捨五入している

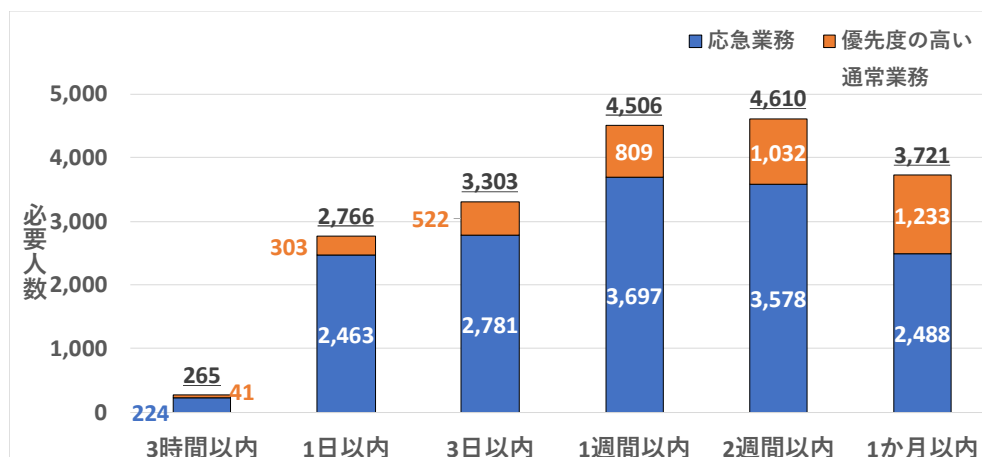


図 4-3-4 各時間区分における非常時優先業務の必要人数（大規模地震災害）

表 4-3-8 各時間区分における非常時優先業務の必要人数
（各対策部（G）別）（大規模地震災害）

時間区分	3時間以内		1日以内		3日以内		1週間以内		2週間以内		1ヶ月以内	
	応急	通常	応急	通常	応急	通常	応急	通常	応急	通常	応急	通常
本部事務局統括G	18	1	108	12	122	15	68	19	68	35	60	42
本部事務局広報広聴G	12	0	76	6	56	9	52	14	25	24	25	26
本部事務局職員配備G	2	0	18	0	19	0	20	0	22	1	23	1
本部事務局地域支援機動G	7	0	40	0	32	0	17	2	12	2	11	4
方面部（方面隊除く）	7	0	53	5	40	4	27	3	27	3	27	3
方面部（方面隊）	方面隊 364 名で避難所対応を実施（集計対象外）						528	0	540	0	333	0
復旧部	35	0	565	0	711	0	1,069	2	1,273	2	643	42
衛生対策部	20	0	179	53	199	65	285	62	286	66	253	65
食料・救援対策部	21	0	120	5	168	8	182	19	162	33	105	62
被害調査部	6	1	226	15	197	14	441	5	442	16	442	35
民生・要配慮者対策部	9	2	218	7	324	8	194	19	120	69	117	100
医療対策部	26	1	203	17	182	36	153	55	135	73	117	100
輸送部	6	0	43	0	55	5	55	217	21	234	16	234
給水部	23	0	436	2	516	4	467	10	324	14	203	37
教育・子ども対策部	29	36	152	181	134	354	114	382	96	460	90	481
議会事務局	3	0	26	0	26	0	25	0	25	0	23	1
総必要人数	224	41	2,463	303	2,781	522	3,697	809	3,578	1,032	2,488	1,233
	265		2,766		3,303		4,506		4,610		3,721	

※人数は小数第1位で四捨五入している

※方面隊は、発災後3日間は避難所対応に専従するため集計対象外とし、4日目以降から元の部署に戻るため集計対象とする

※4日目以降からは、第2方面隊として、各対策部（G）から一定の割合で動員された職員が避難所対応を実施するものとする

第5章 必要資源の確保

1 職員の確保

（1）職員参集予測等の考え方

地震発災後の人員確保は最重要課題の一つであり、着手する業務を決定する上で重要な要素となる。特に勤務時間外の発災では、職員が居住地から勤務地に参集する状況について考えなければならない。

そこで、本計画が対象とする2つのシナリオそれぞれについて、勤務時間外に発災した場合の職員参集予測を実施するとともに、「第4章 非常時優先業務の選定」において整理した非常時優先業務の必要人数と職員参集予測等を考慮した職員の配置予定人数を時間区分毎に比較することにより、災害時における人員の状況について整理した。

（2）職員参集予測について

① シナリオ1：中規模地震災害（大阪府北部地震の再来）

下表のとおり条件を設定し、参集予測を実施した。

表 5-1-1 職員参集予測の条件（中規模地震災害）

対象職員	<p>➤ 通常方面隊、消防本部職員、出向者等を除く正職員（通常方面隊は4日目以降から対象に含める）</p> <p>【通常方面隊員の取扱いについて】</p> <p>通常方面隊員には参集先となる避難所等の近隣に居住している職員を指定しており、災害発生時でも3時間以内で避難所まで行けると想定するため、参集予測の対象外とする。なお、4日目以降から元の部署に戻るとし、参集想定対象に含める。</p>
被災により参集困難な職員の割合	<p>発災当日については、大阪府北部地震における実際の参集実績を基に設定。また、当日以降については5%程度の長期休暇者が発生すると想定。</p>

表 5-1-2 職員参集予測の結果（中規模地震災害）

時間区分	3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
参集人数	1,040人	1,400人	1,729人	2,075人	2,075人	2,075人
参集率	57.1%	76.9%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%
対象職員数	1,820人（=通常方面隊除く）			2,184人（=通常方面隊含む）		

※令和元年8月1日現在の職員情報をもとに算出

※消防本部職員及び出向者等は除く

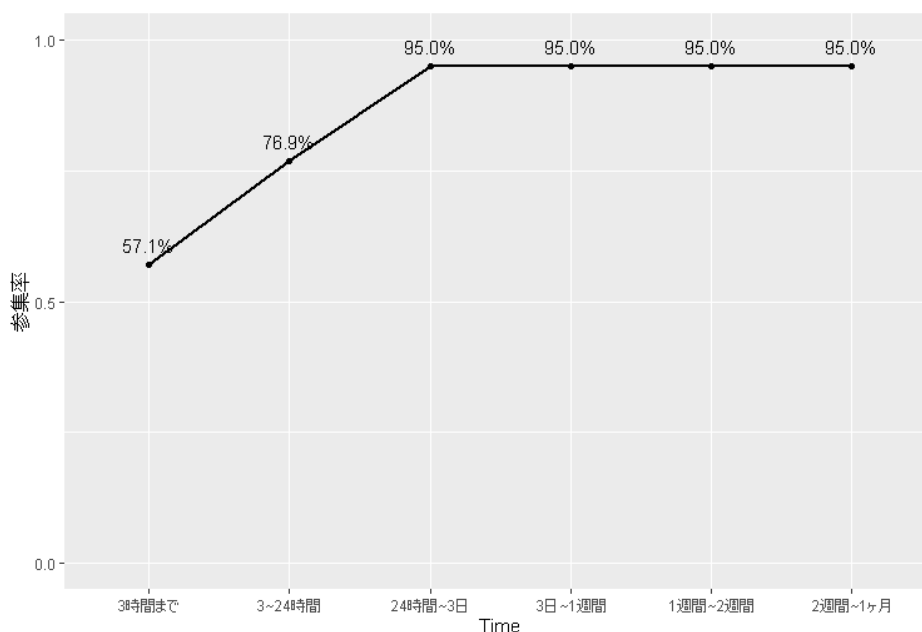


図 5-1-1 職員参集予測の結果（中規模地震災害）

② シナリオ 2：大規模地震災害（有馬高槻断層帯地震）

下表のとおり条件を設定し、参集予測を実施した。

表 5-1-3 職員参集予測の条件（大規模地震災害）

対象職員	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 通常方面隊、消防本部職員、出向者等を除く正職員（通常方面隊は4日目以降から対象に含める） <p>【通常方面隊員の取扱いについて】</p> <p>通常方面隊員には参集先となる避難所等の近隣に居住している職員を指定しており、災害発生時でも3時間以内で避難所まで行けると想定するため、参集予測の対象外とする。なお、4日目以降から元の部署に戻るとし、参集想定対象に含める。</p>
参集手段	▶ 徒歩あるいは自転車
歩行速度	▶ 6km/h（一定数の職員が自転車で参集するものとして設定）
歩行距離の上限	▶ 30km（参集先から30km以上に居住する職員は、自転車やタクシー等を使い、翌日には参集可能とする）
参集距離	▶ 職員の居住地から参集先までの経路距離
参集準備時間	▶ 他自治体の事例を考慮し、30分として設定
時間区分	▶ 地震発生から「①3時間以内」、「②1日以内」、「③3日以内」、「④1週間以内」、「⑤2週間以内」、「⑥1ヶ月以内」の6区分
被災により参集困難な職員の割合	<p>大阪府地震被害想定（平成19年3月）の結果に基づき、下記のように設定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 自宅の全半壊焼失により参集困難(3時間以内・1日以内)：48.6%(市内)、4.5%(市外)（※ただし、半壊のうち半数は参集可能とする） ▶ 自宅の全壊焼失により参集困難(3日以内)：37.8%(市内)、2.7%(市外) ▶ 職員本人又は家族の死亡・負傷(1週間以内)：3.2%(市内)、0.7%(市外) ▶ 職員本人の死亡・負傷(2週間以内・1ヶ月以内)：1.5%(市内)、0.3%(市外) <p>上記に加え、3日目以降については5%程度の長期休暇者が発生すると想定。</p>

表 5-1-4 職員参集予測の結果（大規模地震災害）

時間区分	3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
参集人数	939人	1,229人	1,480人	2,031人	2,055人	2,055人
参集率	51.6%	67.5%	81.3%	93.0%	94.1%	94.1%
対象職員数	1,820人（=通常方面隊除く）			2,184人（=通常方面隊含む）		

※令和元年8月1日現在の職員情報をもとに算出
※消防本部職員及び出向者等は除く

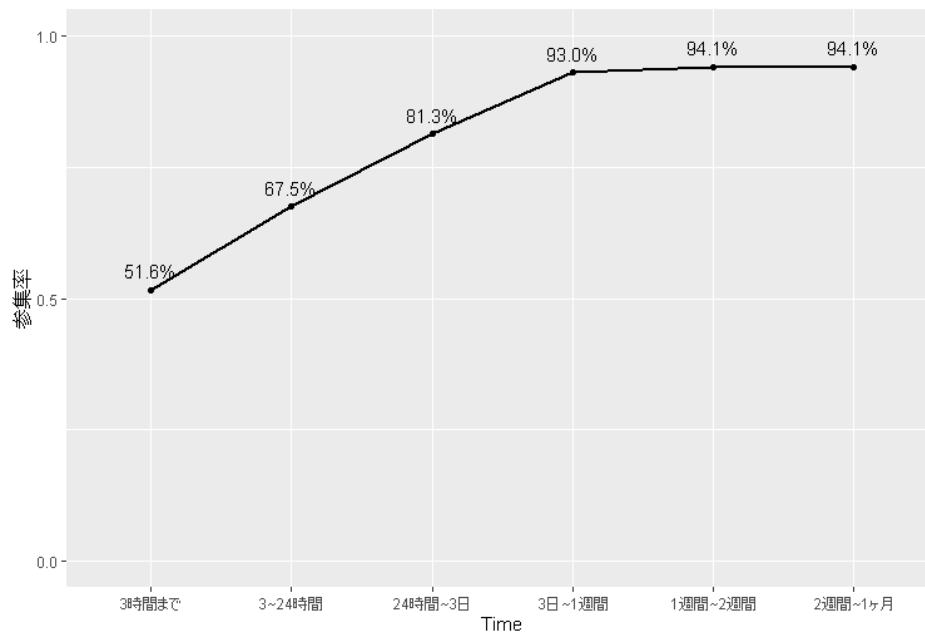


図 5-1-2 職員参集予測の結果（大規模地震災害）

（3）業務従事可能職員数予測について

「3時間以内」の参集職員数において、2時間50分後に参集した職員については戦力としてカウントしにくいように、参集者全員が3時間従事できるわけではないことから、各時間区分における各職員の業務従事可能時間を集計し、平均を取った数字を「業務従事可能職員数」として算出した。

なお、災害対策本部各対策部（G）別の予測結果については、資料編において別途記載する。

例) 発災後2時間後に参集した職員

→ 発災後3時間以内の時間区分においては1時間のみ業務に従事できると考え、業務従事可能職員数としては「1/3人」として計上。

表 5-1-5 業務従事可能職員数予測の結果（中規模地震災害）

	3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
業務従事可能人数	940人	1,371人	1,729人	2,075人	2,075人	2,075人
業務従事率	51.7%	75.3%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%
対象職員数	1,820人（=通常方面隊除く）			2,184人（=通常方面隊含む）		

※令和元年8月1日現在の職員情報をもとに算出

※消防本部職員及び出向者等は除く

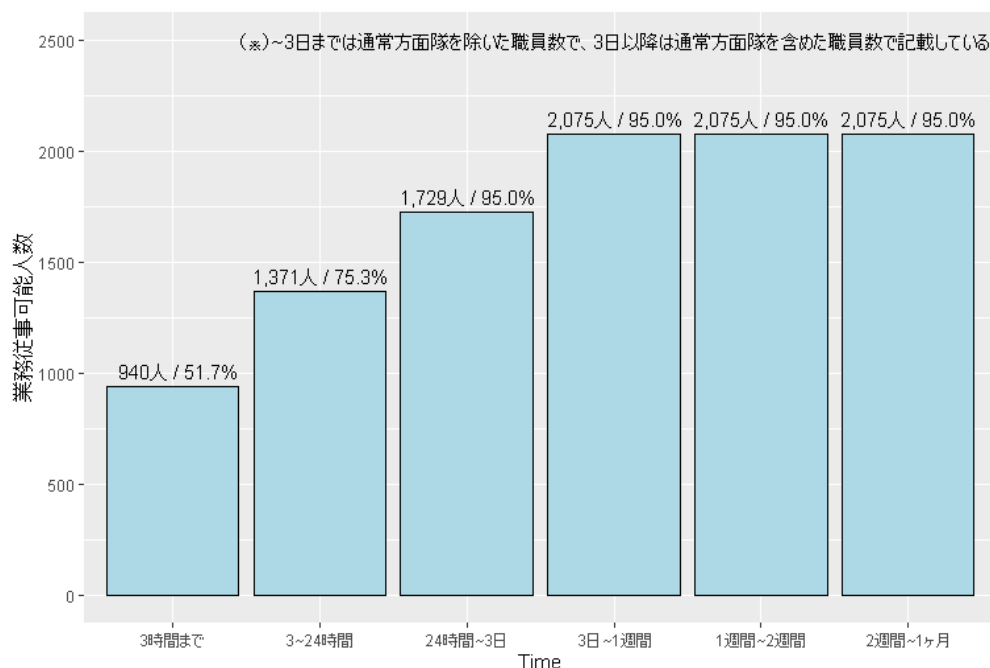


図 5-1-3 業務従事可能人数予測の結果（中規模地震災害）

表 5-1-6 業務従事可能職員数予測の結果（大規模地震災害）

	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1ヶ月 以内
業務従事 可能人数	431人	1,214人	1,480人	2,031人	2,054人	2,054人
業務従事率	23.7%	66.7%	81.3%	93.0%	94.1%	94.1%
対象職員数	1,820人（=通常方面隊除く）			2,184人（=通常方面隊含む）		

※令和元年8月1日現在の職員情報をもとに算出

※消防本部職員及び出向者等は除く

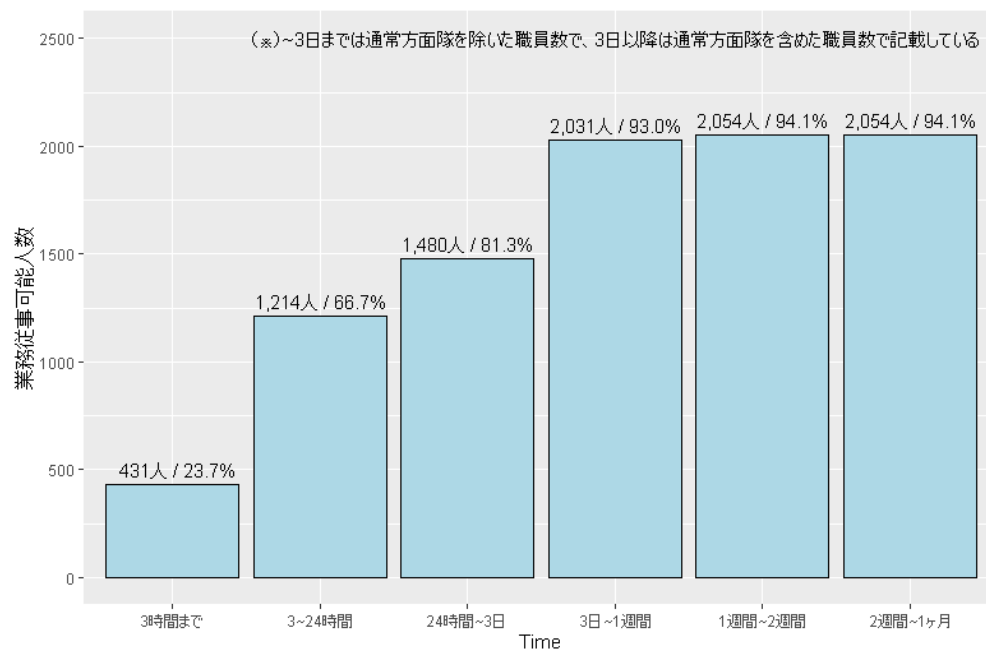


図 5-1-4 業務従事可能人数予測の結果（大規模地震災害）

（4）非常時優先業務の必要人数と配置予定人数の比較

中規模地震災害、大規模地震災害それぞれについて、非常時優先業務ごとの必要人数を踏まえて、業務従事可能職員数に基づき一定の時間外勤務を考慮した配置予定人数を設定した。非常時優先業務の必要人数と配置予定人数を比較した結果、以下のとおりとなった。

なお、災害対策本部各対策部（G）別の集計結果については、資料編において別途記載する。

① シナリオ1：中規模地震災害（大阪府北部地震の再来）

- 非常時優先業務の配置予定人数及び不足人数（1人当たり8時間勤務で換算）
- 発災初期より、必要人数が配置予定人数を上回る（職員数が不足する）。
 - 必要人数と配置予定人数の差（不足する職員数）は、「3日以内」が最大となり、約600人不足する。

表 5-1-7 非常時優先業務の必要人数と配置予定人数の比較（中規模地震災害）※1※2

時間区分	3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
必要人数	330人	2,588人	2,996人	2,672人	2,601人	2,562人
配置予定人数	263人	2,034人	2,415人	2,482人	2,389人	2,383人
応急業務	142人	1,401人	1,338人	1,275人	977人	792人
優先通常業務	121人	633人	1,077人	1,207人	1,412人	1,591人
不足人数	67人	554人	581人	190人	212人	179人

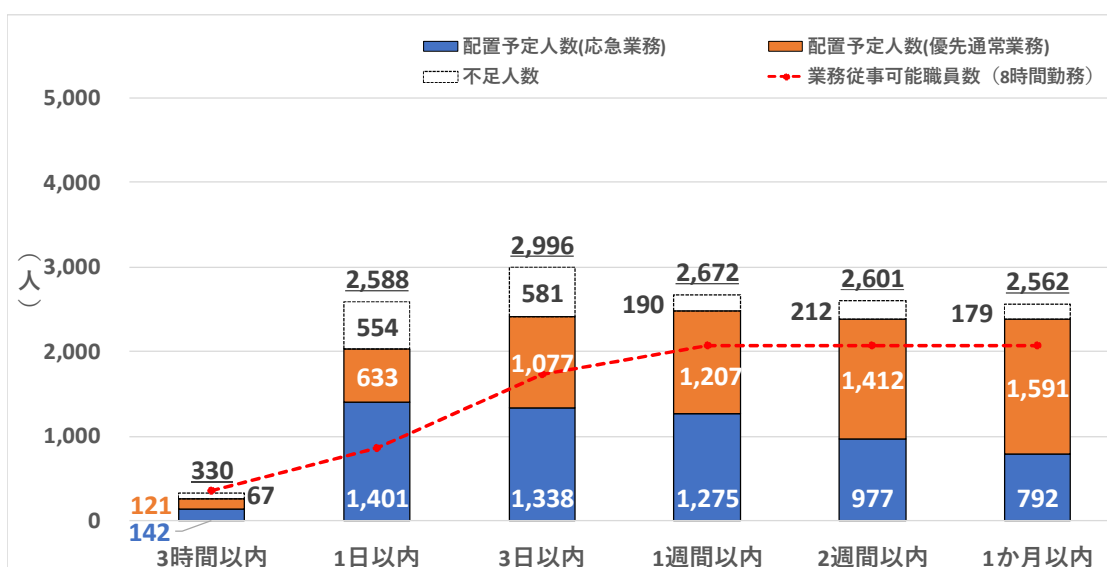


図 5-1-5 非常時優先業務の必要人数と配置予定人数等の比較（中規模地震災害）※1※2

※1: 図表における人数は、1日8時間勤務を前提としており、すべての時間区分で8時間業務を実施した職員を1人として算出している（そのため「時間区分：3時間以内」については、3時間業務に従事する職員を3/8人として計上している）。

※2: 配置予定人数は、職員に一定程度の時間外業務を考慮して設定している。

② シナリオ2：大規模地震災害（有馬高槻断層帯地震）

○非常時優先業務の配置予定人数及び不足人数（1人当たり8時間勤務で換算）

- 発災初期より、必要人数が配置予定人数を上回る（職員数が不足する）。
- 必要人数と配置予定人数の差（不足する職員数）は、「2週間以内」が最大となり、約2,100人不足する。

表 5-1-8 非常時優先業務の必要人数と配置予定人数の比較（大規模地震災害）※1※2

時間区分	3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
必要人数	265人	2,766人	3,303人	4,506人	4,610人	3,721人
配置予定人数	107人	1,796人	1,993人	2,722人	2,485人	2,450人
応急業務	66人	1,493人	1,471人	1,913人	1,453人	1,217人
優先通常業務	41人	303人	522人	809人	1,032人	1,233人
不足人数	158人	970人	1,310人	1,784人	2,125人	1,271人

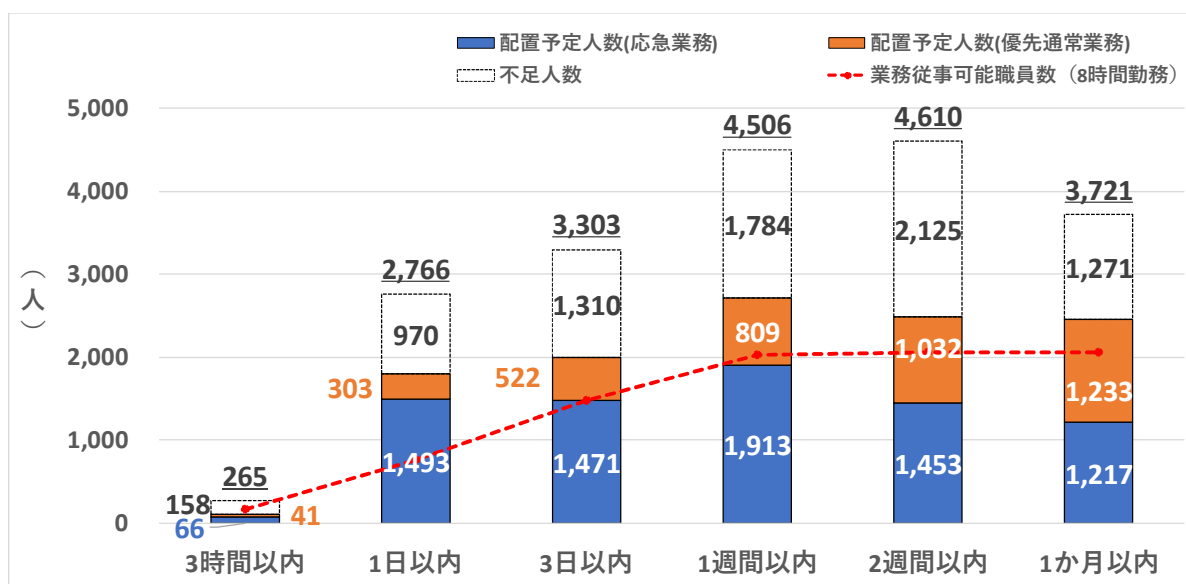


図 5-1-6 非常時優先業務の必要人数と配置予定人数等の比較（大規模地震災害）※1※2

※1:図表における人数は、1日8時間勤務を前提としており、すべての時間区分で8時間業務を実施した職員を1人として算出している（そのため「時間区分：3時間以内」については、3時間業務に従事する職員を3/8人として計上している）。

※2:配置予定人数は、職員に一定程度の時間外業務を考慮して設定している。

2 庁舎等の確保

大規模地震発生時においては、庁舎等の業務の必要資源が被災により使用できなくなる状況が想定されるため、それらの必要資源の現状を把握の上、被災による影響について考慮し、大規模地震等発生時の課題と対策について検討する必要がある。

そこで、災害対策本部が設置される本館及び総合センターをはじめとする庁舎等及び受援時に執務スペース等として活用する可能性のある施設を「BCP対象施設」として以下のとおり選定する。

また、BCP対象施設における資源の確保状況は、表5-2-2のとおりである。

表5-2-1 BCP対象施設一覧

No.	施設名	所管課
1	本館	総務部 総務課
2	総合センター	総務部 総務課
3	地域福祉会館	健康福祉部 福祉政策課
4	総合体育館	街にぎわい部 文化スポーツ振興課
5	市民会館（文化会館）	街にぎわい部 文化スポーツ振興課
6	文化ホール（文化会館）	街にぎわい部 文化スポーツ振興課
7	総合市民交流センター	街にぎわい部 文化スポーツ振興課
8	富田支所（富田公民館と共用）	市民生活環境部 市民課
9	檜田支所	市民生活環境部 市民課
10	三箇牧支所（三箇牧公民館と共用）	市民生活環境部 市民課
11	保健所	健康福祉部 健康医療政策課
12	子育て総合支援センター	子ども未来部 子育て総合支援センター
13	古曽部防災公園体育館	都市創造部 公園課
14	エネルギーセンター管理棟	市民生活環境部 エネルギーセンター
15	教育センター	教育委員会事務局 教育センター
16	芝生営業所	交通部 総務企画課
17	水道部庁舎	水道部 総務企画課
18	消防本部・中消防署	消防本部 消防総務課
19	高槻子ども未来館	子ども未来部 保育幼稚園総務課

表 5-2-2(1) BCP 対象施設における資源の確保状況

No.	施設名	庁舎					電力			電話		
		耐震性の有無	代替施設		エレベーター		非常用電源			災害時優先電話		衛星携帯電話
			有無	代替施設名称	有無	閉じ込め対策	非常用電源の有無	コンセントの識別表示の有無	燃料の確保状況	確保状況	識別表示	確保状況
1	本館	○	○	総合センター	○	○	○	○	○	○	○	○
2	総合センター	○	○	本館	○	○	○	○	○	○	○	×
3	地域福祉会館	○	×	—	○	○	×	—	—	×	—	×
4	総合体育館	○	×	—	○	×	○	×	○	○	×	×
5	市民会館 (文化会館)	×	×	—	○	×	○	×	○	○	×	×
6	文化ホール (文化会館)	○	×	—	○	×	○	×	○	○	×	×
7	総合市民交流センター	○	×	—	○	×	○	×	×	○	×	×
8	富田支所	○	×	—	○	○	×	—	—	○	○	×
9	檜田支所	○	×	—	×	—	×	—	—	×	—	○
10	三箇牧支所	○	×	—	○	○	×	—	—	○	○	×
11	保健所	○	×	—	○	○	○	○	○	○	×	×
12	子育て総合支援センター	○	×	—	○	○	×	—	—	×	—	×
13	古曽部防災公園体育館	○	×	—	○	○	○	×	○	○	×	×
14	エネルギーセンター管理棟	○	×	—	○	○	○	○	○	○	○	×
15	教育センター	○	○	教育会館	○	○	○	○	○	×	—	×
16	芝生営業所	○	×	—	×	—	○	○	○	○	×	×
17	水道部庁舎	×	×	—	○	○	×	—	—	×	—	×
18	消防本部・中消防署	○	×	—	○	○	○	○	○	○	×	○
19	高槻子ども未来館	○	×	—	○	○	○	×	○	○	○	×

表 5-2-2(2) BCP 対象施設における資源の確保状況

No.	施設名	執務環境		トイレ	食料・飲料水等		公用車等			
		書棚等の 転倒防止 対策	ガラスの 飛散等防 止対策	代替 手段	飲料水	食料	公用車		バイク・自転 車	
		実施 状況	実施 状況	備蓄 状況	備蓄 状況	備蓄 状況	公用車 の有無	燃料の 備蓄 状況	バイクの 保有 有無	自転 車の 保有 有無
1	本館	○	△	×	○	○	○	×	○	○
2	総合センター	△	△	×						
3	地域福祉会館	△	○	×	×	×	×	—	×	×
4	総合体育館	×	×	×	×	×	○	×	×	×
5	市民会館 (文化会館)	△	×	×	×	×	×	—	×	○
6	文化ホール (文化会館)	×	×	×	×	×	×	—	×	○
7	総合市民交流セ ンター	×	×	×	×	×	×	—	×	○
8	富田支所	×	×	×	×	×	×	—	×	○
9	樫田支所	×	△	×	○	×	○	×	×	×
10	三箇牧支所	×	×	×	×	×	×	—	×	×
11	保健所	△	×	×	×	×	○	×	×	○
12	子育て総合支援 センター	△	×	×	×	×	○	×	×	○
13	古曽部防災公園 体育館	△	×	○	×	×	○	×	×	○
14	エネルギーセン ター管理棟	△	×	×	×	×	○	×	×	×
15	教育センター	△	×	×	×	×	×	—	×	×
16	芝生営業所	△	×	×	×	×	○	○	×	×
17	水道部庁舎	△	×	○	×	○	○	×	×	○
18	消防本部・中消 防署	△	×	×	○	○	○	○	○	○
19	高槻子ども未来 館	△	○	×	×	×	○	×	×	○

(△ : 一部実施/実施中)

表 5-2-3 防災行政無線の整備状況

整備状況	種類		設置数
	移動系※1	半固定型	
携帯型			153
車携帯型			37
同報系※2	屋外拡声子局		82
	戸別受信機		173
非常用電源	バッテリー		
屋外拡声子局の耐震性	有		
利用方法の把握	実施済		

※1 移動系防災行政無線

移動できる防災行政無線。軽量で簡単に持ち出せる携帯型と、より大出力の半固定型のほか、自動車に搭載し取り外し可能な車携帯型がある。

※2 同報系防災行政無線

市民等に対して広く情報を伝達するための防災行政無線。

- ・屋外拡声子局 市内各所に設置され、無線を通じて拡声スピーカーから放送内容が流されるもの。
- ・戸別受信機 施設等に設置され、無線を通じて屋内に放送内容が流されるもの。

表 5-2-4 主な情報システムの状況

	主な情報システムの状況
サーバーの場所	総合センター5階
転落・転倒防止対策	実施済
耐火対策	実施済
耐水対策	実施済
非常用電源	有
冷却設備	有
代替機	有
重要データのバックアップ	有
バックアップデータの保管場所	外部保管

（参考）内閣府（防災担当）「市町村のための業務継続計画作成ガイド～業務継続に必須な6要素を核とした計画～」における重要6要素に関する本市の状況

重要6要素	本市の状況（災害対策本部設置庁舎）
(1) 首長不在時の明確な 代行順位及び職員の参集体制	①代行順位：本部長に事故等あるときの指揮順位を第5位まで指定 （本計画 第6章 表 6-1-2 参照） ②参集体制：配備基準及び配備体制を規定 （本計画 第2章 表 2-2-1、表 2-2-2 参照）
(2) 本庁舎が使用できなくな った場合の代替庁舎の特定	本館が使用不能の場合、総合センターを代替庁舎として指定
(3) 電気、水、食料等の確保	①電 力：本館及び総合センターで非常用発電機を確保 （本館 30 時間分、総合センター59 時間分の燃料を確保） ②飲料水：職員用備蓄を確保（3 日分）※5 年計画で購入中 ③食 料：職員用備蓄を確保（3 日分）※5 年計画で購入中
(4) 災害時にもつながりやすい 多様な通信手段の確保	①防災行政無線：平成 28 年度からデジタル化し運用中 （本計画 第5章 表 5-2-3 参照） ②災害時優先電話：本館及び総合センターで各 10 回線確保 ③衛星携帯電話：本館で 1 台確保
(5) 重要な行政データの バックアップ	外部保管を実施
(6) 非常時優先業務の整理	整理済（本計画 資料編参照）

第6章 業務継続の課題と対策

1 職員の確保等に関する課題と対策

(1) 職員の確保

ア 現状・課題

- 迅速な職員の安否確認方法が確立されていない。
- 職員は配備基準に基づき自主参集するが、職員自身やその家族の被災、公共交通機関の停止等により、参集困難となる職員がいることが見込まれる。
- 膨大な応急業務に加えて、優先度の高い通常業務を実施する必要があることから、深刻な人員不足が発生することが見込まれる。
- 人員不足の状況は、対策部（G）において差があることから、庁内の弾力的かつ効率的な職員運用が必要となる。
- 職員だけでは災害対応に限界があることから、受援計画に基づき、外部組織からの応援人員を積極的に受け入れ、適切に配置・運用する必要がある。
- 特に大規模地震災害では、長期の災害対応に伴う職員の心身の不調が懸念されることから、発災初期の段階から、休息の確保も含めた適切な職員の健康管理が必要である。
- 事案によっては、対策部（G）が合同で対応する業務がある。
- いつ発生するかわからない災害に対し、職員の危機管理意識の醸成が必要である。

イ 対策

① 職員の安否確認体制の確立【未実施】

迅速な職員の安否確認方法について、各所属等において検討し、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認体制の確立を図る。

② 庁内動員における職員配備体制の構築【未実施】

受援計画に位置付けられた非常時優先業務（応急業務）のうち、庁内動員が計画されている業務について、受援対象業務所管課は、応援者が円滑に業務を実施できるよう受援業務のマニュアルを作成するとともに、職員配備G（人事課）は、新たな動員依頼の手順についてマニュアルを作成する。

③ 他の自治体等からの外部動員における職員配備体制の構築【未実施】

受援計画に位置付けられた非常時優先業務（応急業務）のうち、外部応援が計画されている業務について、受援対象業務所管課は応援者が円滑に業務を実施できるよう受援業務のマニュアルを作成するとともに、職員配備G（人事課）は、新たな動員依頼の手順についてマ

ニューアルを作成する。

- ④ **他の自治体等との災害時応援協定の締結の推進及び受援に係るルール等の規定【実施中】**
災害時に他の自治体等に応援要請ができるよう災害時の応援協定を積極的に締結する。
特に、専門的な知識や技能が必要な業務がある部署については、他の自治体等との協定により専門的な知識や技能を有する人員の確保を図る。また、災害時に円滑な受援ができるよう受援に係るルールなどを事前に定める。
- ⑤ **災害が長期化した場合の避難所運営体制の構築【実施中】**
災害が長期化した場合に継続的な避難所運営が行えるよう第2方面隊を編成するとともに、他自治体等に迅速な応援要請を行う。
- ⑥ **災害時における部局横断的なプロジェクトチーム設置の位置付け【未実施・新規】**
大阪府北部地震で設置された部局横断的なプロジェクトチーム等の位置付けや運用方針を検討する。
- ⑦ **災害ボランティアの受入れ体制の整備【実施中】**
高槻市災害ボランティアセンターを運用する高槻市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアの受入れ体制を整備する。
- ⑧ **職員の健康管理（災害対応時のメンタルヘルスを含む）【実施中】**
職員自身の被災や災害業務への従事等により、肉体的・精神的に過度の負担がかかる職員に対し、定期的に休息をとれる体制を構築の上、心のケアを含めた適切な健康管理を実施する。
- ⑨ **非常勤職員・臨時職員の活用【未実施】**
非常時優先業務に非常勤職員・臨時職員を活用する体制について検討する。
- ⑩ **保育所の早期復旧・継続に関する検討【未実施】**
子育て中の職員が非常時優先業務に従事できるよう、保育所が早期復旧又は継続できる体制について検討する。
- ⑪ **自主参集基準等の周知【実施中】**
防災訓練等の際に、災害発生時に職員が自主参集する基準や、参集に係る心得等を周知徹底する。
- ⑫ **参集訓練の実施【実施中】**
参集訓練を実施することにより、緊急時における各部の連絡体制の確認を行うとともに、職員の危機管理意識を高める。
- ⑬ **家庭での防災対策の実施【実施中】**
平時から災害時における職員やその家族の安全確保について検討し、自宅の耐震化や家具の転倒防止等を行うとともに、参集時に必要なものを非常持出袋としてまとめておく等の対策を実施する。また、家族が3日間（できれば2週間）過ごせる備蓄品を準備する。

（2）指揮命令系統の確立

ア 現状・課題

- 本館を含む庁舎の耐震化の推進や、災害対策本部長の代理者の指名により、指揮命令者が不在となる可能性は低くなった。
- 各対策部（G）長が参集できない場合の代理者についても、各対策部のマニュアルにおいて事前に指名を行っている。
- 大阪府北部地震では、報道関係機関からの問い合わせが集中し、情報収集・共有に遅れが生じるなど、円滑な報道対応が行えなかった。

表 6-1-1 災害対策本部の指揮命令系統

本部長	市長
副本部長	副市長
副本部長付	教育長、自動車運送事業管理者、水道事業管理者

表 6-1-2 本部長に事故等あるときの指揮順位

順位	代理者
1	副市長（「副市長の事務分担を定める訓令」に定める総務部担当の副市長）
2	副市長（上記以外の副市長）
3	危機管理監
4	総務部長
5	総合センターに執務室のある市長部局の部長 ※順位は行政機構図の順 （市民生活環境部長、健康福祉部長、子ども未来部長又は街にぎわい部長）

イ 対策

① 災害対策本部長の代理者の追加指名【完了】

災害対策本部長（市長）の代理者として、耐震性のある総合センター等に執務室がある職員を追加で指名する。

② 各対策部長の代理者の設定【完了】

各対策部長が不在の場合の代理者を各対策部のマニュアルにおいて事前に指名する。

③ 報道機関からの取材対応や報道機関への情報提供についての対応の強化【実施中・新規】

報道機関からの取材対応など外部への情報提供について、各対策部からの情報集約等のルールを徹底するなど情報提供対応について強化を図る。

2 庁舎等の確保に関する課題と対策

(1) 庁舎等

ア 現状・課題

- 本館の耐震改修が令和元年度に完了し、非常時優先業務を実施する施設等（BCP対象施設）の多くは耐震性を確保できているが、一部施設で耐震化が未実施であり、有馬高槻断層帯地震等の大規模地震が発生した場合、利用困難となる可能性がある。
- BCP対象施設において、応急復旧の実施手順が明確に定まっておらず、復旧に時間を要する可能性がある。
- 地震災害時には庁舎施設のエレベーターにおいても閉じ込めが発生する可能性がある。多くの施設は最寄階停止装置を整備しているものの、万一の閉じ込めに備えた防災キャビネット（エレベーター内の備蓄）は設置されていない。

イ 対策

① 庁舎の耐震改修【実施中】

「高槻市公共建築物の耐震化基本計画（平成27年3月修正）」に基づき、非常時優先業務を実施する庁舎等の耐震改修を実施する。

② 利用可能な庁舎の把握及び代替庁舎等への機能の移転【実施中】

各庁舎の応急危険度判定及び応急復旧を迅速に実施し、利用可能な庁舎を把握するとともに、利用できなくなった庁舎の機能をどの庁舎に移転するかについて速やかに検討する。

③ 庁舎の応急復旧の実施体制の確立【実施中】

非常時優先業務を実施する庁舎等の使用可否の判断基準や応急復旧の手順について検討し、実施体制を確立する。また、必要に応じて保守事業者と地震発生時の対応について協議を行い、庁舎の早期復旧に向けた体制を整備する。

④ 庁舎等のエレベーター閉じ込め時の対応についての検討【実施中・新規】

庁舎等に設置されているエレベーターが地震や停電等で職員や来庁者が閉じ込められた際の対応について検討を行う。

（2）電力等

ア 現状・課題

- 大規模地震等により停電が発生することが予想され、有馬高槻断層帯地震においては、電力の復旧に相当時間を要すると想定される。
- BCP対象施設のうち、本館、総合センターをはじめとする13施設では非常用電源及びその燃料が確保されているが、その他の6施設では確保されていない。
- 非常用電源の燃料には限りがあるため、電力消費量の抑制が必要である。
- 非常用電源が確保されている施設の一部において、非常用電源から電力供給を受けられるコンセントが識別されておらず、どのコンセントが使えるかの確認に時間を要するおそれがある。
- 停電によりパソコンやシステム等が利用できない場合、実施が困難となる非常時優先業務がある。

イ 対策

① 非常用電源の確保【実施中】

停電発生時でも最低限必要な電力を確保するため、非常用電源を確保し、その燃料を備蓄する。

② 電力消費量抑制の徹底【実施中】

災害時における電力の消費量を抑制し、有効利用するため、平時から不要照明の消灯等を徹底するほか、ランタンや懐中電灯等の備品を整備する。

③ 非常用電源から電力供給を受けられるコンセントの識別【実施中】

非常用電源から電力供給を受けられるコンセントを特定し、ラベル貼付等の方法により容易に識別できるようにする。

④ 電力設備の優先的な復旧の要請【完了】

電力事業者に対して、事前に定められた復旧順位に基づき、電力設備の優先的な復旧を要請する。

⑤ 停電時の業務継続方法の検討【実施中】

停電によりパソコンやシステム等が使用できない場合でも可能な限り非常時優先業務を実施できるよう、あらかじめ業務マニュアルや申請書を印刷しておく等の対策を行う。

⑥ 発電機のレンタルや非常用電源の燃料供給に関する協定の締結【未実施・新規】

災害時の発電機のレンタルや非常用電源の燃料供給に関する協定の締結について検討する。

⑦ 電気自動車の導入【未実施・新規】

停電時の非常電源を確保するため、公用車への電気自動車の導入について検討する。

（3）電話・通信等

ア 現状・課題

- 本館及び総合センターにおいては、電話交換機の転倒防止対策等の不通防止対策が実施されている。
- 大規模地震等発生時には、設備故障による電話の不通が発生することや、輻輳により電話がつながりにくくなることが予想され、有馬高槻断層帯地震においては、電話の復旧に相当時間を要すると想定される。
- BCP対象施設の大部分では、災害時優先電話が確保されているが、一部施設では確保されていない。
- 災害対策本部と避難所等の現場の間での連絡については、電話や防災行政無線による伝達を基本としているが、個別の口頭による伝達には限界があり、災害対策本部会議資料等のデータの情報共有や、同時に複数の現場に指示を行う又は複数の現場から並行して報告を受けるための別の手法が必要である。

イ 対策

① 通信環境の優先的な復旧等の要請【実施中】

通信事業者に対して、電話等の通信環境の優先的な復旧を要請する。また、必要に応じて特設公衆電話の事前設置等を行う。

② 災害時優先電話の確保【実施中】

災害時優先電話が確保されていない施設については、確保を図るよう検討する。

③ 災害時優先電話の識別と有効活用【実施中】

災害時優先電話を有効活用するために、災害時優先電話を特定し、ラベル貼付等の方法により容易に識別できるようにするとともに、原則として発信用として使用し、受信では使用しないよう周知徹底する。

④ 大阪府防災行政無線電話の活用【実施中】

大阪府等との連絡については、大阪府防災行政無線電話を活用する。

⑤ 情報収集・共有体制の整備【実施中・新規】

避難所からの情報収集や、災害対策本部と避難所との情報共有体制の整備を図るため、LINE NETWORKSやタブレット整備を行うとともに運用体制の整備を図る。

⑥ 市民への円滑な情報提供、情報発信についての検討【実施中・新規】

市民に対して円滑に情報提供や情報発信を行えるようSNS等の活用を検討する。

（4）防災行政無線

ア 現状・課題

- 平成27年度に防災行政無線のデジタル化工事を実施し、平成28年度から運用を開始している。
- 主制御装置は耐震性のある総合センターに設置されており、停電時には非常用電源が切れた後、バッテリーにより72時間稼動する。
- 移動局や子局については、非常用電源が確保されている施設に設置されている場合もあるが、停電時にはバッテリーにより72時間しか稼動出来ない。
- 防災行政無線の操作法について、訓練等を通じて周知する必要がある。

イ 対策

① 防災行政無線の操作法の周知【実施中】

防災行政無線を使用した訓練等を通じて操作法を周知し、本部事務局及び方面部や方面隊等の職員が使用できるようにする。

② 防災行政無線の子局・移動局の予備電源の確保【実施中・新規】

防災行政無線の子局の予備バッテリーや、移動局の蓄電池の整備を行う。

（5）情報システム

ア 現状・課題

- 情報戦略室において「高槻市IT部門に係る業務継続計画」を平成21年11月に策定し、以後も必要に応じて継続的な改訂を行っており（最新改訂令和元年8月（第10版））、同計画に基づき、情報システムやネットワーク等の災害・事故対策等の整備を図っている。
- 重要システムのバックアップデータを用いた復旧作業について、保守事業者が対応するものも含めて、復旧手順のマニュアルが整備されている。
- 重要システムの耐震対策及び重要データのバックアップ等は実施されているものの、被災により破損し使用できなくなる可能性がある。
- 重要システムのバックアップデータを用いた復旧作業について、職員で対応可能なものと保守事業者が対応するものがあり、特に保守事業者が対応する場合は復旧までに相当時間を要する可能性がある。
- 庁内ネットワークが被災し、機器の破損や断線等により使用できなくなる可能性がある。
- 各所属において管理するパソコン等については、転倒防止対策が実施されていない場合がある。

イ 対策

① システムの設備の保守・点検業者の災害に対する協力【未実施】

設備の保守点検業者との契約において、災害時における対応や市への協力を仕様書等に明記するなど、協力体制を検討する。

② システムのクラウド化の推進及び外部データセンターの活用【未実施】

重要システムの早期復旧のため、システムのクラウド化の推進及び外部データセンターの活用について検討する。

③ 庁内ネットワークの早期復旧【実施中】

庁内ネットワークの被災状況を迅速に確認・把握し、不具合箇所の早期復旧に努める。

④ 重要システムが使用できない場合の業務継続方法の検討【実施中】

被災により行政ネットワーク等の重要システムが使用できない場合でも可能な限り非常時優先業務を遂行できるよう、各部署において重要なデータのバックアップを定期的実施することや、紙文書としての保存等について検討する。

⑤ 各所属において管理するパソコン等の転倒防止対策の実施【実施中】

各所属において管理するパソコン等の転倒防止対策を実施する。

（6）執務環境

ア 現状・課題

- キャビネット等の転倒防止対策については、本館では実施済であるが、他のBCP対象施設では、一部の実施に留まるか、未実施となっている。
- ガラスの飛散防止対策は多くの施設で実施されていない。
- キャビネット等の転倒やガラスの飛散により、人的被害や通路妨害等が発生する可能性がある。

イ 対策

① キャビネット等の転倒防止対策及びガラスの飛散防止対策の実施【実施中】

キャビネット等の転倒防止対策及びガラスの飛散防止対策を実施する。

② 被災による執務環境への影響を最小限に留めるための配置の検討【実施中】

キャビネット等の転倒やガラスの飛散が発生した場合の人的被害や通路妨害等を最小限に留めるための配置について検討する。

（7）トイレ

ア 現状・課題

- 大規模地震等発生時には、断水等によりトイレが使用できなくなることが予想され、有馬高槻断層帯地震においては、トイレは相当時間使用困難になると想定される。
- 職員用のトイレ対策として、一部でマンホールトイレの整備や簡易トイレの備蓄が行われているが、多くの施設では行われていない。

イ 対策

① 災害用トイレの整備や確保【実施中】

災害用トイレとして、マンホールトイレの整備を進めるとともに、簡易トイレ等の備蓄を図る。

② 仮設トイレ等の確保に関する協定の締結についての検討【実施中】

レンタル事業者等との優先的な仮設トイレ等の供給に関する協定の締結について検討する。

（8）食料・飲料水

ア 現状・課題

- 本庁舎等に勤務する職員用の食料や飲料水について、3食3日分を平成30年度から5年の購入計画で順次購入・備蓄している。
- 一部の施設に勤務する職員の食料や飲料水は確保されていない。

イ 対策

① 職員用の食料や飲料水等の備蓄【実施中】

職員用の食料や飲料水等の確保に関する検討を行い、必要に応じて食料・飲料水等を備蓄する。

② 協定に基づく食料等の要請【実施中】

災害時の食料等の供給に関する協定を締結した業者に対して、協定に基づいた食料等の供給を要請する。

③ 各職員における食料や飲料水等の個人備蓄【実施中】

各職員が災害時に備えて食料、飲料水等を自宅及び職場に個人で備蓄を行う。

（9）公用車等

ア 現状・課題

- 大規模地震等に伴う応急業務の発生により、公用車の利用が増加することが予想される。
- 駐車場の被災等により公用車の使用や応援者車両の駐車が困難となる可能性がある。
- 大規模地震等発生時には車両の燃料の供給が停止する可能性があるが、燃料の備蓄は一部を除いて行われていない。

イ 対策

① 公用車や応援者車両の駐車場の確保【実施中】

駐車場の耐震化や災害時の公用車等の駐車場の移転先について検討する。

② 公用車の燃料の確保【実施中】

公用車の燃料が速やかに確保される手法について検討する。また、燃料補給に関する協定の締結について検討する。

③ **市営バスの有効活用【実施中】**

市営バスを利用した人員や物資等の配送体制について検討し、整備を図る。

④ **自転車・バイクの活用【未実施・新規】**

道路被害や建物被害によって、公用車が活用できない箇所等において、被災地までの交通手段として自転車やバイクを活用するとともに、レンタル事業者等との災害時の優先的なレンタルに関する協定の締結などを検討する。

3 業務継続における対策のまとめ

業務継続における対策項目の一覧を表 6-3-1 に整理する。なお、各対策を計画的かつ着実に推進するため、別途BCP実施計画を作成し、同計画に基づいた進捗状況の把握及び管理を行うことで、現状の課題の解決に取り組み、業務継続体制の向上を図るものとする。

表 6-3-1(1) 業務継続における対策項目の一覧(1/2)

[1 職員の確保等に関する対策]

大分類	中分類	対策項目	対策状況
1 職員の確保等に関する対策	(1) 職員の確保	①職員の安否確認体制の確立	未実施
		②庁内動員における職員配備体制の構築	未実施
		③他の自治体等からの外部動員における職員配備体制の構築	未実施
		④他の自治体等との災害時応援協定の締結の推進及び受援に係るルール等の規定	実施中
		⑤災害が長期化した場合の避難所運営体制の構築	実施中
		⑥災害時における部局横断的なプロジェクトチーム設置の位置付け【新規】	未実施
		⑦災害ボランティアの受入れ体制の整備	実施中
		⑧職員の健康管理（災害対応時のメンタルヘルスを含む）	実施中
		⑨非常勤職員・臨時職員の活用	未実施
		⑩保育所の早期復旧・継続に関する検討	未実施
		⑪自主参集基準等の周知	実施中
		⑫参集訓練の実施	実施中
		⑬家庭での防災対策の実施	実施中
	(2) 指揮命令系統の確立	①災害対策本部長の代理者の追加指名	完了
		②各対策部長の代理者の設定	完了
③報道機関からの取材対応や報道機関への情報提供についての対応の強化【新規】		実施中	

表 6-3-1(2) 業務継続における対策項目の一覧(2/2)

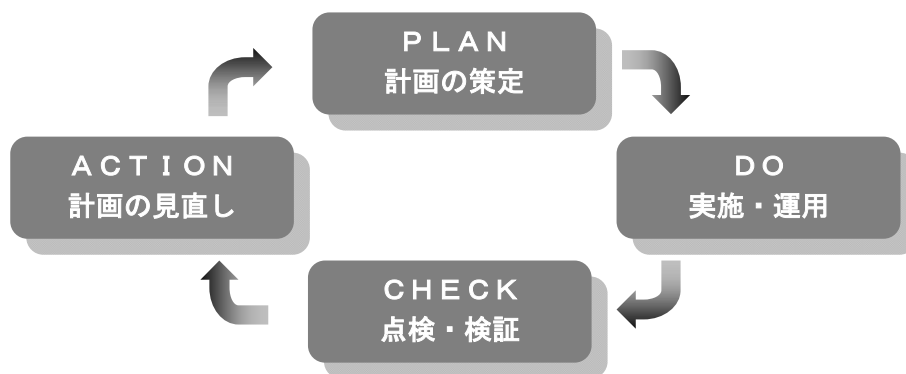
[2 庁舎等の確保に関する対策]

大分類	中分類	対策項目	対策状況
2 庁舎等の確保に関する対策	(1) 庁舎等	①庁舎等の耐震改修	実施中
		②利用可能な庁舎等の把握及び代替庁舎等への機能の移転	実施中
		③庁舎の応急復旧の実施体制の確立	実施中
		④庁舎等のエレベーター閉じ込め時の対応についての検討【新規】	実施中
	(2) 電力等	①非常用電源の確保	実施中
		②電力消費量抑制の徹底	実施中
		③非常用電源から電力供給を受けられるコンセントの識別	実施中
		④電力設備の優先的な復旧の要請	完了
		⑤停電時の業務継続方法の検討	実施中
		⑥発電機のレンタルや非常用電源の燃料供給に関する協定の締結【新規】	未実施
		⑦電気自動車の導入【新規】	未実施
	(3) 電話・通信等	①通信環境の優先的な復旧等の要請	実施中
		②災害時優先電話の確保	実施中
		③災害時優先電話の識別と有効活用	実施中
		④大阪府防災行政無線電話の活用	実施中
		⑤情報収集・共有体制の整備【新規】	実施中
		⑥市民への円滑な情報提供、情報発信についての検討【新規】	実施中
	(4) 防災行政無線	①防災行政無線の操作法の周知	実施中
		②防災行政無線の子局・移動局の予備電源の確保【新規】	実施中
	(5) 情報システム	①システムの設備の保守・点検業者の災害に対する協力	未実施
		②システムのクラウド化の推進及び外部データセンターの活用	未実施
		③庁内ネットワークの早期復旧	実施中
		④重要システムが使用できない場合の業務継続方法の検討	実施中
		⑤各所属において管理するパソコン等の転倒防止対策の実施	実施中
	(6) 執務環境	①キャビネット等の転倒防止対策及びガラスの飛散防止対策の実施	実施中
		②被災による執務環境への影響を最小限に留めるための配置の検討	実施中
	(7) トイレ	①災害用トイレの整備や確保	実施中
		②仮設トイレ等の確保に関する協定の締結についての検討	実施中
	(8) 食料・飲料水	①職員用の食料や飲料水等の備蓄	実施中
		②協定に基づく食料等の要請	実施中
		③各職員における食料や飲料水等の個人備蓄	実施中
	(9) 公用車等	①公用車や応援者車両の駐車場の確保	実施中
		②公用車の燃料の確保	実施中
		③市営バスの有効活用	実施中
		④自転車・バイクの活用【新規】	未実施

第7章 業務継続体制の向上

1 P D C Aサイクルによる業務継続体制の向上

本計画に基づき非常時優先業務を円滑に遂行するために、P D C Aサイクルを通じて、本計画を適宜見直し・修正し、業務継続体制の向上を図る。



ア 計画の策定（PLAN）

本計画の策定後も、必要に応じて見直しを行い、計画の修正を行う。なお、修正の際は、以下の状況を踏まえて行うものとする。

- ① 本市域への影響が考えられる地震被害想定を更新又は新たな実施
- ② 地域防災計画をはじめとする関連計画及びマニュアルとの整合
- ③ 事務事業又は事務分掌の見直し
- ④ 機構改革や大規模な人事異動
- ⑤ 訓練や実際の災害対応において明らかとなった課題

イ 実施・運用（DO）

① 業務継続計画の周知

本計画に基づき非常時優先業務を円滑に実施するためには、全庁的な対応が必要であり、全職員が業務継続の重要性や各自の役割を理解する必要があることから、職員への研修や組織間の情報共有等を通じて、本計画の周知徹底を図る。

② 対策部マニュアル等の更新

本計画を踏まえ、各対策部において作成するマニュアル等の内容に業務開始目標時期の考え方を導入する等により、を向上させ、非常時優先業務の円滑な実施を図る。

③ 課題を踏まえた対策の実施

本計画において明らかとなった課題への対策について、別途BCP実施計画を作成し、進捗状況等を把握しながら、実施について前向きに検討し、業務継続体制の向上を図る。

④ 訓練の実施等

本計画の有効性・妥当性の検証を行うための訓練等を実施する。

ウ 点検・検証（CHECK）

訓練等の実施や、実際の災害対応等を通じて、計画の有効性・妥当性の検証を行うとともに、新たな課題の抽出等を図る。

エ 計画の見直し（ACTION）

課題に対する対策について検討するとともに、適宜計画の見直しを行う。

2 計画の推進体制

本計画の策定及び推進にあたっては、市全体の非常時優先業務の選定のほか、職員、庁舎等の様々な資源について把握・分析する必要があるため、全庁的な組織である「高槻市業務継続計画（BCP）検討会議」において、本計画の策定及び効果的な運用を図る。

※ 資料編「第5章 要綱」の「高槻市業務継続計画（BCP）検討会議設置要綱」参照